

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 8 月 29 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ひらせいホームセンター新津店

所在地 新潟市秋葉区北上字長沼 884-1

設置者 株式会社 ひらせいホームセンター 代表取締役 清水 泰明

2 変更した事項

(1) 建物設置者の住所

(変更前)

| No. | 建物設置者の 氏名又は名称 | 法人にあつては 代表者の役職・氏名 | 住 所 |
|-----|---------------------|----------------------|-------------------------------|
| 1 | 株式会社 ひらせいホームセンター | 代表取締役 清水 泰明 | <u>新潟市西区小針西 2 丁目 7 番 32 号</u> |

(変更後)

| No. | 建物設置者の 氏名又は名称 | 法人にあつては 代表者の役職・氏名 | 住 所 |
|-----|---------------------|----------------------|------------------------------|
| 1 | 株式会社 ひらせいホームセンター | 代表取締役 清水 泰明 | <u>新潟市西区寺尾台 2 丁目 3 番 3 号</u> |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| No. | 小売業を行う者の氏名又は名称 | 法人にあっては代表者の役職・氏名 | 住 所 |
|-----|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 1 | 株式会社 ひらせいホームセンター | 代表取締役 清水 泰明 | <u>新潟市西区小針西2丁目7番32号</u> |
| 2 | <u>有限会社 小島商店</u> | <u>代表取締役 小島 清一</u> | <u>新潟市秋葉区中沢町9番16号</u> |

(変更後)

| No. | 小売業を行う者の氏名又は名称 | 法人にあっては代表者の役職・氏名 | 住 所 |
|-----|---------------------|------------------|------------------------|
| 1 | 株式会社 ひらせいホームセンター | 代表取締役 清水 泰明 | <u>新潟市西区寺尾台2丁目3番3号</u> |

3 変更年月日

- (1) (2) ひらせいホームセンター住所変更 : 平成30年3月1日
(2) 小島商店の退店 : 平成27年5月1日

4 変更の理由

- (1) 建物設置者の住所が変更となったため。
(2) 小売業者の一部及び住所が変更となったため。

5 届出年月日

平成30年7月20日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区産業振興課

7 縦覧期間

平成30年8月29日から平成30年12月29日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp